

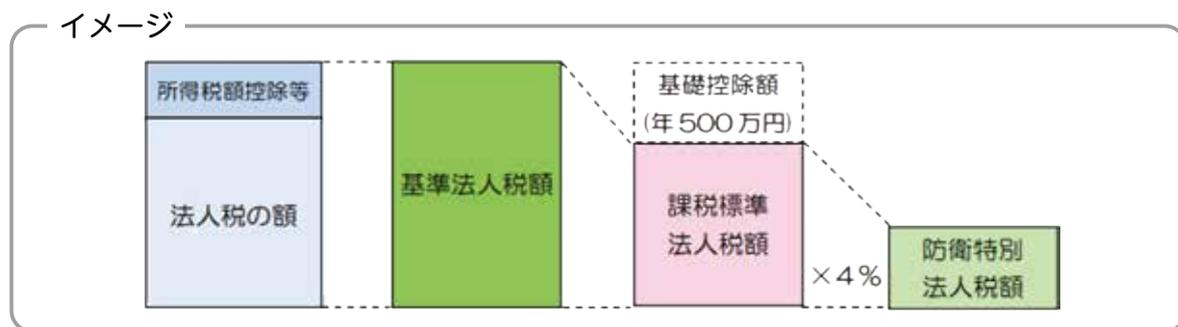
防衛特別法人税が始まります

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防衛法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。

防衛特別法人税額が0であっても申告は必要となります。防衛特別法人税の申告書の導入に伴い、法人税及び地方法人税の申告書の様式が改訂されておりますので、対応する様式をご利用ください。

○ 防衛特別法人税の概要

令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。



○ 留意事項

(1) 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています。

(2) 課税事業年度

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています。

(3) 基準法人税額

防衛特別法人税の基準法人税額は、内国法人の場合、その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額とされています。

(4) 課税標準

防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、内国法人の場合、次の金額となります。

一般的な中小法人…各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額

（注1）基礎控除額は、年500万円とされていますが、課税事業年度が1年に満たない法人は、「500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数（1月未満の端数は切り上げます。）を乗じて計算した金額」となります。

(注2) 留保金課税の適用される特定同族会社の場合は、課税標準が異なりますので国税庁HPをご確認ください。

(5) 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額となります。なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、法人税の額及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除の適用を受けることができます。

○ 申告について

確定申告

防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。所得金額が欠損等の理由により基準法人税額が0となる場合や基礎控除額（年500万円）の控除により課税標準法人税額が0となる場合であっても、防衛特別法人税確定申告書を提出する必要があります。

「別表一次葉一」の「課税標準法人税額の計算」及び「防衛特別法人税額の計算」の各欄を記載し、同表の「防衛特別法人税額」及び「防衛特別法人税額計」の各欄に「0」と記載して提出してください。別表一が防衛特別法人税に対応している様式であることをご確認ください。

(注) 令和8年3月31日以前に開始した事業年度については、防衛特別法人税の確定申告は不要ですので、法人税及び地方法人税の申告書を提出する際は、「別表一次葉一」は記載しないでご提出ください。

中間申告

令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税についても中間申告書を提出する必要があります。

